

令和 9 年度採用 山梨県公立学校教員選考検査

特別支援学校（専門）問題

「始め」という合図があるまで、このページ以外のところを見てはいけません。

注 意

- 1 この問題は 4 問 4 ページで、時間は25分です。
- 2 解答用紙は、別紙で配付します。「始め」の合図で始めてください。
- 3 解答は、それぞれの問題の指示に従って解答用紙に記入してください。
- 4 「やめ」の合図があったら、すぐやめて係の指示に従ってください。
- 5 解答用紙を持ち出してはいけません。

特別支援学校 専門

1 特別支援学校学習指導要領について、次の(1)、(2)の問いに答えよ。

- (1) 次の文は、特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編(小学部・中学部)(平成30年3月)「第4章 知的障害である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科」に関して、各段階の構成を抜粋したものである。文中の①～⑦に入る語句を次のア～スからそれぞれ一つ選び、記号で記せ。ただし、同じ番号には同じ語句が入る。

【中学部 1段階】

小学部 ① を踏まえ、生活年齢に応じながら、主として ② の積み重ねを重視するとともに、他人との ③ や日常生活への適応に困難が大きい生徒にも配慮した内容を示している。

この段階では、主として生徒が自ら主体的に活動に取り組み、② したことを活用したり、④ を考えたりして、日常生活や社会生活の基礎を育てることをねらいとする内容を示している。

【中学部 2段階】

中学部 1段階を踏まえ、生徒の日常生活や社会生活及び将来の ⑤ の基礎を育てることをねらいとする内容を示している。

この段階では、主として生徒が自ら主体的に活動に取り組み、目的に応じて ⑥ したり、⑦ したりするなど工夫し、将来の ⑤ を見据えた力を身に付けられるようにしていくことをねらいとする内容を示している。

ア. 2段階

カ. 意思の疎通

サ. 選択

イ. 距離間

キ. 経験

シ. 場面

ウ. 3段階

ク. 対話

ス. 職業生活

エ. 家庭生活

ケ. 処理

オ. 指導

コ. 順番

- (2) 特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）（平成 30 年 3 月）の第 1 編 第 1 章 第 2 節 改訂の基本方針の一部を抜粋したものである。A～C に入る語句を記せ。

2 インクルーシブ教育システムの推進により、障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視

ウ 自立と社会参加に向けた教育の充実

(7) 卒業までに育成を目指す資質・能力を育む観点からカリキュラム・マネジメントを計画的・ に行うことを規定した。

(f) 幼稚部、小学部、中学部段階からの 教育の充実を図ることを規定した。

(g) を通して主体的に学んだり、スポーツや文化に親しんだりして、自らの人生をよりよくしていく態度を育成することを規定した。

(h) 日常生活に必要な国語の特徴や使い方 [国語]、数学の生活や学習への活用 [算数・数学]、社会参加ときまり、公共施設と制度 [社会]、働くことの意義、家庭生活における消費と環境 [職業・家庭] など、知的障害者である子供のための各教科の目標及び内容について、育成を目指す資質・能力の観点から充実した。

2 次の(1)～(5)の文について関連のあるものを、下のア～コからそれぞれ一つ選び記号で記せ。

- (1) 国際ろう者スポーツ委員会が主催し、4年に1度開催される世界的な規模の聴覚障害者のための総合スポーツ競技大会
- (2) 単独では特別支援学級の対象とはならないが、通級による指導の対象とはなる障害の種類
- (3) 山梨盲学校において始まった、わが国初の体系的な盲聾児教育に協力した人物
- (4) 大量の蛋白尿により血清蛋白が減少（低蛋白血症）する疾患で、むくみを認めることが多い
- (5) 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に示されている、特別支援学校の小学部・中学部の一学級（文部科学大臣が定める障害を二以上併せ有する児童又は生徒で学級を編制する場合は除く）の標準となる児童生徒数

ア. 自閉症者

イ. 8

ウ. ネフローゼ症候群

エ. 石井亮一

オ. デフリンピック

カ. 梅津八三

キ. アビリンピック

ク. 6

ケ. プラダー・ウィリ症候群

コ. 学習障害者

3

次の表は、近年の特別支援教育に関する動向をまとめた年表である。次の（１）～（３）の問いに答えよ。

年月	特別支援教育に関する動向
平成 18 年 12 月	国連総会において障害者 A 条約を採択
平成 19 年 4 月	特別支援教育の本格的実施（平成 18 年 3 月学校教育法等改正）
平成 24 年 7 月	『 B 社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進』（中央教育審議会初等中等教育分科会報告）
平成 25 年 9 月	C 制度改正（平成 25 年 8 月学校教育法施行令改正）
平成 29 年 4 月	特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領公示
平成 30 年 8 月	「 <u>個別の教育支援計画</u> 」を作成することについて省令に規定（学校教育法施行規則改正）
平成 31 年 2 月	特別支援学校高等部学習指導要領公示
令和 3 年 1 月	「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」報告公表 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）公表
令和 3 年 6 月	医療的ケア児及びその学校に対する支援に関する法律公布
令和 3 年 6 月	「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的 D を踏まえた学びの充実に向けて～」（旧：教育支援資料）改定・公表

（１） A～Dに当てはまる語句を記せ。

（２） 次の文は、下線部について学校教育法施行規則の一部を抜粋したものである。Ⅰ，Ⅱに当てはまる語句を記せ。

個別の教育支援計画を作成するに当たっては、当該児童等又はその の意向を踏まえつつ、あらかじめ、関係機関等と当該児童等の支援に関する必要な情報の を図らなければならない。（学校教育法施行規則 第 134 条の 2 第 2 項）

（３） 次の文は、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」について書かれた文である。内容が正しければ○，間違っていれば×を解答欄に記せ。

- ① この法律は、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としている。
- ② 医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるよう、最大限に配慮して行われなければならない。

- ③ 医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児が高等学校等を卒業するまでを対象としなければならない。
- ④ 校長は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。
- ⑤ 学校の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくとも適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるものとする。

4

次の文は、特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）（平成30年3月）第3編 第2章 第6節「2 家庭や地域社会との連携並びに学校間の連携や交流及び共同学習（2）学校相互間の連携や交流」の一部を抜粋したものである。

次の（1）、（2）の問いに答えよ。

障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒が一緒に参加する活動は、相互の触れ合いを通じて豊かな を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があるものと考えられる。「交流及び共同学習」とは、このように両方の側面が一体としてあることをより明確に表したものである。したがって、この二つの側面を ものとして捉え、推進していく必要がある。

- （1） 文中のA，Bに当てはまる語句を記せ。
- （2） 特別支援学校と小・中学校等が、交流及び共同学習を実施するに当たって、大切にすべき点を述べよ。